

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に関する出席停止基準

1. 原則として、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（新型コロナ感染の場合は軽快後1日）を経過するまで出席停止期間とする。
2. 出席停止期間は初診日に関わらず「発症日」からとし、医師による診断書（罹患証明書）に必ず発症日を記載するものとする。発症日の記載がない場合は、大学からの聞き取りにより発症日（症状が出始めた日）を判断する。
3. 発症日を含め5日間（翌日から起算して4日目まで）解熱（軽快）しない場合は、医療機関を再度受診のうえ、同日時点で症状が継続していることが分かる診断書の提出を要するものとする。診断書の内容により、解熱後2日間（又は軽快後1日）を目途に出席停止期間を判断するものとする。
4. 再受診及び診断書がない場合は6日間（発症日翌日から起算して5日目まで）を出席停止期間とする。翌日以降は通常の欠席として取り扱う。
5. 診断書（罹患証明書）に修正の痕跡があるものは原則として全て無効とする。ただし、医師による修正が確認できたものはこの限りでない。
6. オンライン授業（リアルタイム方式・オンデマンド方式）は出席停止の指示は出さない。（出席停止に該当しない。）
7. 学生支援課窓口での手続き（罹患証明書提出）期限は、出席停止期間の最終日から起算して14日以内（各学期の提出期限は当該学期の定期試験期間最終日）とする。医療機関の都合により罹患証明書の発行が遅れる場合は、提出期限までに学生支援課へ連絡するものとし、事前の連絡がない場合又は期限経過後の場合は受け付けない。

●インフルエンザ

	0	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1日目に解熱		解熱	→				登校可		
2日目に解熱			解熱	→			登校可		
3日目に解熱				解熱	→		登校可		
4日目に解熱					解熱	→	登校可		
5日目に解熱						解熱	診断書の内容により 出席停止期間を判断 (解熱後2日間を目途)		
6日目に解熱									

医療機関再受診のうえ診断書提出

●新型コロナウイルス感染症

	0	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1日目に軽快		軽快	→				登校可		
2日目に軽快			軽快	→			登校可		
3日目に軽快				軽快	→		登校可		
4日目に軽快					軽快	→	登校可		
5日目に軽快						軽快	診断書の内容により 出席停止期間を判断 (軽快後1日を目途)		
6日目以降軽快									

医療機関再受診のうえ診断書提出